

【長寿お祝い商品券の換金手続きについて】

1 換金の流れ

- (1) 請求期限 市の指定する請求締日（a）までに換金請求があったものについて、支払予定日（b）にてお支払いをします（下表参照）。

月	請求締日(a)		支払予定日(b)		月	請求締日(a)		支払予定日(b)	
R6/10月	10月3日	木	10月17日	木	R7/1月	12月25日	水	1月16日	木
	10月10日	木	10月24日	木		1月9日	木	1月23日	木
	10月17日	木	10月31日	木		1月16日	木	1月30日	木
11月	10月24日	木	11月7日	木	2月	1月23日	木	2月6日	木
	10月31日	木	11月14日	木		1月30日	木	2月13日	木
	11月7日	木	11月21日	木		2月6日	木	2月20日	木
	11月14日	木	11月28日	木		2月13日	木	2月27日	木
12月	11月21日	木	12月5日	木	3月	2月20日	木	3月6日	木
	11月28日	木	12月12日	木		2月27日	木	3月13日	木
	12月5日	木	12月19日	木		3月5日	水	3月19日	水
	12月12日	木	12月26日	木		3月13日	木	3月27日	木

※令和6年度の**最終換金請求締日は令和7年3月13日（木）**となります。それ以降の換金請求については、応じかねますのでご了承ください。

2 換金請求

- (1) 提出場所 焼津市役所本庁舎 3階 6番窓口 地域包括ケア推進課（焼津市本町 2-16-32）
 焼津市役所大井川庁舎 大井川市民サービスセンター窓口（焼津市宗高 900）
 ※原則、直接窓口へお持ちください。

- (2) 受付時間 開庁日の午前8時30分から午後5時00分まで

- (3) 請求に必要な書類

ア 請求書（別紙）※請求書は請求月毎に提出をお願いいたします。

※債主請求印は、**代表者印**を押印してください。債主が法人の場合は、**代表者印又は社印及び代表者個人印**の押印が必要です。（シャチハタ不可）

※請求書の記入にあたっては、フリクションペンや鉛筆などの消せる筆記用具は使用しないでください。

※請求時に請求書をコピーし、受付印を押印してお渡しします。

※請求書の様式は excel ファイルでお渡しすることもできます。必要な場合は、地域包括ケア推進課までメールをお送りください。ファイルを添付して返信いたします。

Mail アドレス：choju@city.yaizu.lg.jp

- イ 使用済商品券（商品券裏面に店舗の記載があるもの）

※取扱い登録店舗以外の記載がある場合は、換金できません。

3 支払方法 口座振替にてお支払いをします。

4 その他

(1) 商品券表面 赤色 (令和4年度：緑 令和5年度：青)

見本



(2) 商品券裏面 商品券裏面取扱店に事業所名及び代表者名のみを記載し、代表者印の押印は不要としております。記載方法は、手書き以外にゴム印または印刷でも可。

- 本券は「長寿お祝い商品券取扱店舗」に掲載されている取扱店をご利用になれます。
- 本券は現金とのお引換及び換金性の高いもの(商品券、図書券、切手、印紙など)の購入にはご利用いただけません。
- 本券の盗難・紛失・滅失・偽造・変造・模造等に対しては、発行者は一切の責任を負いません。
- 本券ご利用の際、釣銭のお返しはいたしませんので額面以上にてご利用ください。
- 取扱店の中にはご利用できない商品・売場がございますのでご利用の際にご確認ください。

問合せ先
焼津市地域包括ケア推進課
焼津市本町2丁目16番32号
☎ 054(626)1117

取扱店
静岡県焼津市本町2丁目16番32号
スーパーアトレ 代表取締役 焼津 太郎
※令和7年3月13日までに請求書を提出してください。

※この商品券は、市と多摩美術大学の産学官共同研究プロジェクト「焼津ごびんコンダクター」により作成しました。